

葬斎場使用料補助制度のご案内

宜野座村には葬斎場がないため、主に金武町葬斎場を使用していただいておりますが、その際、葬斎場所在市町村の住民と葬斎場使用料に差が生じておりました。

その差額による負担の軽減を図るため、葬斎場使用料の一部を補助する「葬斎場使用料補助制度」を実施しています。

補助対象

次の①②③条件を全て満たす場合

- ① 死亡者が死亡時に宜野座村民であったこと。ただし、村外の特別養護老人ホームに入居していた者は認めるものとする。
- ② 葬斎場使用申請者が宜野座村民であり、葬斎場で葬儀を行った者。
- ③ 死亡者及び申請者は、村の賦課する公租公課の義務を果たしている者に限る。

申請者

葬儀を行い、葬斎場使用料を支払った方。（※原則として、葬斎場使用料領収書の宛名となっている方）

補助金額

申請者が負担した葬斎場使用料から、10分の7を乗じて得た額。（※ただし、3万5千円を上限とする。）

<現状> 金武町葬斎場で葬儀を行い、冷房を使用した場合
金武町民 15,000円 宜野座村民 50,000円 差額 35,000円

<計算例> 金武町葬斎場で葬儀を行い、冷房を使用した場合
対象経費 50,000円 × 補助率 7/10 = 補助額 35,000円

申請方法

・葬斎場を使用した月の翌月末までに、申請書に次の書類を添えて村民生活課に申請してください。

- ① 「葬斎場使用料領収書」 ※申請者と領収書の宛名が違う場合は、承諾書が必要になります。
- ② 「預金通帳のコピー」

- 審査を行ったうえ、交付決定します。



【問合せ・申請先】

〒904-1392 宜野座村字宜野座296番地 宜野座村役場 村民生活課
(役場2階/電話 098-968-8501/FAX098-968-5113)